

都市再生緊急整備地域の評価手法検討WGの設置について

- 内閣官房は、都市再生特別措置法を国土交通省と共同所管し、都市再生を推進
- 内閣官房は、都市再生本部の事務局として、民間の活力を中心とした都市再生を図るため、
 - ・都市再生を緊急かつ重点的に推進する「都市再生緊急整備地域」（63地域）や
 - ・そのうち、国際競争力の強化に資する「特定都市再生緊急整備地域」（12地域）の指定立案等を所掌
- 地域指定は、平成14年の法定以降、10数年が経過しており、社会経済情勢の変化に対応した適時適切な地域指定を行うためには、現在指定している地域における、都市開発事業等の進捗状況や整備効果等について評価を行い、地域指定や地域整備方針の見直しに反映させる手法を確立する必要があると認識
- 本課題は、国土交通省が、「大都市戦略検討委員会」において、先般策定した都市の国際競争力強化、高齢者の急増といった大都市が直面する課題等を踏まえた『大都市戦略（H27.8）』の中でも記載
- 内閣官房では、評価手法の確立に向けて「都市再生の推進に係る有識者ボード」のもとに当WGを設置し検討することとする

委員

浅見 泰司（東京大学大学院）
 谷口 守（筑波大学）
 中川 雅之（日本大学）
 村木 美貴（千葉大学大学院）

【参考・都市再生の推進に係る有識者ボード】

赤井 厚雄（早稲田大学総合研究機構）
 浅見 泰司（東京大学大学院）
 川口 有一郎（早稲田大学大学院）
 谷山 智彦（野村総合研究所）
 中井 検裕（東京工業大学）
 八田 達夫（大阪大学社会経済研究所・座長）

スケジュール

平成27年10月～平成28年2月頃 計3回程度開催

検討概要

○都市再生緊急整備地域の評価手法の検討（評価マニュアル（仮称）作成）